



佐賀県公報

平成16年
3月24日
(水曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

条 例

◎佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例 (一・人 事 課) 七

◎佐賀県本部設置条例 (二・ 〃 〃) 七

◎地方独立行政法人法の施行に伴う佐賀県条例の整備に関する条例 (三・ 〃 〃) 一七

◎佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (四・ 〃 〃) 二五

◎佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (五・ 〃 〃) 二六

◎佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例 (六・財 政 課) 二七

◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 (七・ 〃 〃) 二七

◎佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例の一部を改正する条例 (八・公安 委員会) 三三

◎佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (九・教育 委員会) 三七

◎佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例 (一〇・ 〃 〃) 三八

◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき手当支給条例の一部を改正する条例 (一一・ 〃 〃) 三九

◎国立大学法人法の施行に伴う佐賀県条例の整備に関する条例 (一二・ 〃 〃) 四〇

◎佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校員負担教職員定数条例の一部を改正する条例 (一三・ 〃 〃) 四六

◎佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例 (一四・ 〃 〃) 四六

◎佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例 (二五・ 〃 〃) 四七

◎佐賀県難病相談・支援センター条例 (二六・健康 増進 課) 四八

◎佐賀県食品衛生条例等の一部を改正する条例 (二七・生活 衛生 課) 四八

◎佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例 (二八・環 境 課) 五五

◎佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例 (二九・商 工 課) 五五

◎佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例及び佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例 (三〇・産 業 振 興 課) 五六

◎佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例 (三一・まちづくり推進課) 五七

◎風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (三二・ 〃 〃) 五八

◎佐賀県自然の館設置条例を廃止する条例 (二三・林 政 課) 六五

◎佐賀県知事の給料の特例に関する条例 (二四・人 事 課) 六五

◎佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例 (二五・議 会) 六五

公布された条例のあらまし

◎佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第一号)

1 警察職員のうち、警察官の定数を一、六〇七人に増員し、警察官の階級別定員を改正することとした。(第二条及び別表関係)

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県本部設置条例(条例第二号)

1 地方自治法第一五八条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の本部を置くこととした。(第一条関係)

(1) 統括本部

(2) くらし環境本部

(3) 健康福祉本部

(4) 農林水産商工本部

(5) 県土づくり本部

(6) 経営支援本部

2 本部の所掌事務を定めることとした。(第二条、第七条関係)

3 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

4 関係する三五条例について所要の改正を行うこととした。

○地方独立行政法人法の施行に伴う佐賀県条例の整備に関する条例(条例第三号)

1 地方独立行政法人法が公布されたことに伴い、関係する佐賀県条例の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正(第一条関係)

ア 特定地方独立行政法人職員は、他の地方公共団体の職員と同様に取り扱うこととした。

イ 一般地方独立行政法人職員としての在職期間を職員としての在職期間に通算できることとした。

ウ 地方公営企業労働関係法の題名変更等に伴う改正を行うこととした。
(2) 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第二条関係)

地方公営企業労働関係法の題名変更等に伴う改正を行うこととした。

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正(第三条関係)

地方公営企業労働関係法の題名変更等に伴う改正を行うこととした。

(4) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(第四条関係)
地方公営企業労働関係法の題名変更等に伴う改正を行うこととした。

(5) 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正(第五条関係)
地方公営企業労働関係法の題名変更等に伴う改正を行うこととした。

(6) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正(第

六条関係)

地方公営企業労働関係法の題名変更等に伴う改正を行うこととした。

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四号)

1 補償を受け、又は受けようとする者等が、正当な理由がなくて、補償の実施若しくは審査のために必要な報告をせず、又は虚偽の報告を行った場合等の罰金の額を二〇万円以下とすることとした。(第二三条関係)

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五号)

1 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、国有財産法及び不動産登記法に基づく事務の一部を市町村が処理することとした。(別表関係)

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例(条例第六号)

1 佐賀県伊万里湾工業用地造成事業特別会計の名称を佐賀県産業用地造成事業特別会計に改めることとした。(第一条関係)

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第七号)

1 消防法の改正に伴い、引用語句の改正を行うこととした。(別表第一関係)

2 保育士試験手数料の額を八、九〇〇円から一二、七〇〇円に改定することとした。(別表第一関係)

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、引用条項を改正することとした。(別表第一関係)

4 使用済自動車の再資源化に関する法律が制定されたことに伴い、次に掲げる事務の手数を定めること等とした。(別表第一関係)

(1) 引取業者及びフロン類回収業者の登録及び更新

(2) 解体業及び破碎業の許可及び更新

(3) 破砕業の変更許可

6 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の改正に伴い、卸売業及び小売業の登録申請の手数料並びに小売業の変更登録の手数を徴しないこととした。(別表第一関係)

7 建設業法の改正に伴い、経営規模等評価の申請及び総合評定値の通知の手数の額を定めることとした。(別表第一関係)

8 その他所要の改正を行うこととした。

9 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は平成一六年六月一日から、4の(1)及び8の一部は平成一七年一月一日から、4の(2)及び(3)は平成一六年七月一日から、6は同年四月一日から施行することとした。

10 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)

1 その監護に係る少年に暴走行為をするための自動車等の改造をさせないことを保護者の責務とすることとした。(第六条関係)

2 道路管理者等は、常習的に暴走行為が行われていると認められる道路について、暴走行為を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとした。

(第一一条関係)

3 暴走行為に関し、次の行為を禁止することとした。(第一三条関係)

(1) 暴走行為をする目的で公共の場所に集合する行為

(2) 暴走行為を行うよう強制し、又は勧誘する行為

(3) 公共の場所(道路を除く。)における急発進、急加速、急転回、蛇行、急停止又は空ぶかしにより、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為

4 不特定又は多数の者が集合し、又は群がっている公共の場所において、現に暴走行為を行っている者に対するあおり行為を禁止することとした。(第一四条関係)

5 公安委員会は、県民の安全と平穏を確保するため特に必要があると認める区域を、あおり行為重点禁止区域として指定することとした。(第一五条関係)

6 少年に対し、暴走族の結成又は暴走族への加入を強制する行為、暴走族からの離脱を妨害する行為等を禁止することとした。(第一六条関係)

7 暴走族少年から、名目のいかんを問わず金品等を收受する行為等を禁止することとした。(第一七条関係)

8 暴走族等の追放の促進を図るため、公安委員会が暴走族相談員を置くことができることとし、暴走族相談員の職務内容等について規定することとした。(第一八条関係)

9 警察署長は、暴走族に加入していると認められる少年の保護者に対し、当該少年を暴走族から離脱させるよう命ずることができることとした。(第一九条関係)

10 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定めることとした。

11 6及び7に違反した者は、六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処することとした。(第二三条関係)

12 3の(2)及び(3)並びにあおり行為重点禁止区域で4に違反した者は、一〇万円以下の罰金に処することとした。(第二四条関係)

13 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第九号)

1 県立高等学校の全日制の課程の授業料の額を次のとおり改定することとした。(別表一)及び附則第二項関係)

	平成一六年度	平成一七年度	平成一八年度
月額	九、四〇〇円	九、五〇〇円	九、六〇〇円

2 県立高等学校の定時制の課程の一単位当たりの授業料の額を一、四四〇円

から一、五〇〇円に改定することとした。(別表(一)関係)

3 県立高等学校の聴講生の一単位当たりの授業料の額を一、四四〇円から一、五〇〇円に改定することとした。(別表(三)関係)

4 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

1 育英学生の選考対象者として、高等学校又は高等学校と同程度の学校に在学する者で、次の(1)から(4)までに該当するものを加えることとした。(第二
条関係)

(1) 佐賀県内に居住する者の子弟であること。

(2) 心身が健全であること。

(3) 学費の支弁が困難であること。

(4) 学力が優れていること。

2 月賦による返還方法を設けるとともに、1の育英資金の貸与を受けた者は、卒業後六月を経過したときから一〇年以内に返還しなければならないこととした。(第六条関係)

3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

1 唐津市立高島中学校が廃校となることに伴い、へき地学校の指定を見直すこととした。(別表第二関係)

2 唐津市立神集島中学校が廃校となることに伴い、へき地学校に準ずる学校の指定を見直すこととした。(別表第三関係)

3 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○国立学校法人法の施行に伴う佐賀県条例の整備に関する条例(条例第一二号)

1 国立大学法人法が公布されたことに伴い、関係する佐賀県条例を改正することとした。

(1) 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正(第一条関係)

ア 教育公務員特例法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。

イ 県から国立大学に派遣されている間に、当該国立大学が国立大学法人に移行した場合は、国立大学法人職員としての勤続期間を県の職員としての勤続期間に通算することとした(その者が国立大学法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときを除く。)

ウ 国立大学職員が国立大学法人へ復帰するときは、県から退職手当を支給しないこととした(その者の県職員としての勤続期間が当該国立大学法人の職員としての勤続期間に通算されることと定められている場合に限る。)

(2) 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正(第二条関係)

教育公務員特例法の改正に伴い、公立の小学校等の校長及び教員の給与については条例で定めることとされたため、同法第一三条を当該条例の根拠とするとともに、引用条項を改めることとした。

(3) 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正(第三条関係)
農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の改正に伴い、産業教育手当については、条例で定めることとされたため、同法第三條を当該条例の根拠とすることとした。

(4) 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正(第四条関係)
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の改正に伴い、定時制通信教育手当については、条例で定めることとされたため、同法第五條を当該条例の根拠とすることとした。

(5) 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正(第五条関係)
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、引用条項等を改めることとした。

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第一三三号)

1 県立学校職員の定数を三、二〇九人に、市町村立学校県費負担教職員の定数を五、四八七人に減員することとした。(第三条関係)

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例(条例第一四号)

1 佐賀城及び幕末・維新期の佐賀の歴史に関する資料の収集、保存、展示及び調査研究を行うとともに、その教育普及を図り、併せて本県の文化及び観光の発展に寄与するため、佐賀県立佐賀城本丸歴史館(以下「歴史館」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 歴史館は、佐賀市に置くこととした。(第二条関係)

3 歴史館に入館し、歴史館が展示している資料(歴史館が特別に展示する資料を除く。)を観覧しようとする者の観覧料は、無料とすることとした。

(第四条関係)

4 この条例に定めるもののほか、歴史館の管理に関し必要な事項のうち、観覧料に関する事項については知事が、その他の事項については佐賀県教育委員会がそれぞれ別に定めることとした。(第六条関係)

5 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

6 歴史館は、平成一六年八月一日から利用に供することとした。

○佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例(条例第一五号)

1 博物館法第二〇条の規定に基づき、佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会(以下「協議会」という。)を置くこととした。(第一条関係)

2 協議会の委員の定数は、一四人以内とすることとした。(第二条関係)

3 委員の任期は、二年とすることとした。(第三条関係)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定めることとした。(第四条関係)

5 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県難病相談・支援センター条例(条例第一六号)

1 難病患者とその家族の相談、交流活動及び就労の支援等を行い、もって難病患者とその家族の安定した療養生活の確保及び生活の質の向上に資するため、佐賀県難病相談・支援センター(以下「相談・支援センター」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 相談・支援センターは、佐賀市に置くこととした。(第二条関係)

3 知事は、相談・支援センターの管理を法人その他の団体に行わせることができることとし、法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とすることとした。(第三条関係)

(1) 相談・支援センターの運営に関する業務

(2) 相談・支援センターの施設の利用に関する業務

(3) 相談・支援センターの施設の維持及び管理に関する業務

4 3に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續は、規則で定めることとした。(第三条関係)

5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理を行わなければならないこととした。(第三条関係)

6 この条例は、公布の日から施行することとした。

7 相談・支援センターは、規則で定める日から利用に供することとした。

○佐賀県食品衛生条例等の一部を改正する条例(条例第一七号)

1 食品衛生法が改正されたこと等に伴い、次に掲げる佐賀県条例について引用条項の改正等を行うこととした。

(1) 佐賀県食品衛生条例

(2) 佐賀県食肉衛生検査所設置条例

(3) 佐賀県と畜場法施行条例

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

1 佐賀県花と冒険の島の施設に自然体験ハウスを追加することとした。(第

三 条 関 係

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

○佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

1 専門課程及び研修科の授業料の額を二四、一〇〇円から二五、三〇〇円に改定することとした。(別表第一関係)

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県発用施設周辺地域振興基金条例及び佐賀県発用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

1 電源開発促進対策特別会計法施行令が改正されたこと等に伴い、次のとおり二条例を改正することとした。

(1) 佐賀県発用施設周辺地域振興基金条例の一部改正(第一条関係)

ア 電源開発促進対策特別会計法施行令が改正されたことに伴い、佐賀県発用施設周辺地域振興基金を積み立てる目的を改めることとした。

イ その他所要の改正を行うこととした。

(2) 佐賀県発用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部改正(第二条関係)

ア 貸付けの対象となる地域を拡大することとした。

イ その他所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

1 年間入園券を導入することとした。(第九条及び別表第五関係)

2 団体割引制度の対象となる人数を三〇人以上から二〇人以上に減ずることとした。(別表第五関係)

3 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

1 許可の対象となる行為に「屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積」を加え、当該行為に係る許可の基準を定めることとした。(第二条及び第三条関係)

第三 条 関 係

2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う場合において緑地を確保する面積の割合を、原則として、当該変更が行われる土地に都市計画法上の用途地域が定められている場合には二〇パーセント以上、それ以外の場合には三〇パーセント以上とすることとした。(第三条関係)

3 面積が一ヘクタール以下の宅地の造成等で二メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽等を行うことにより周辺の風致と著しく不調和とならないものであることとした。(第三条関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成一六年五月一日から施行することとした。ただし、4の一部は、公布の日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県自然の館設置条例を廃止する条例(条例第二三号)

1 佐賀県自然の館設置条例は、廃止することとした。

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県知事の給料の特例に関する条例(条例第二四号)

1 平成一六年四月から同年六月までに支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる知事の給料月額に一〇〇分の五〇を乗じて得た額とすることとした。

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

1 県の行政組織の改編に伴い、常任委員会の名称及び所管事項を改めることとした。(第二条関係)

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○ 条 例

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第一号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例(昭和二十四年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「一、五八二人」を「一、六〇七人」に、「千五百八十二人」を「千六百七人」に改める。

別表中「七五」を「七六」に、「二五三」を「二五四」に、「八七八」を「八九三」に、「四七六」を「四八四」に、「一、五八二」を「二、六〇七」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 警察の職員 警察官 一、六〇七人 その他の職員 二九五五人</p> <p>(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 警察の職員 警察官 一、五八二人 その他の職員 二九五五人</p> <p>(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部</p>

及び警部補(巡查部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百七人を超えない範囲内で巡查の定員を増加することができる。) 十 略

別表(第二条関係)

警察官の階級別定員表

階級別	定員(人)
警視	七六
警部 (巡查部長を含む。)	一五四
警部補 (巡查部長を含む。)	八九三
巡查	四八四
計	一六〇七

及び警部補(巡查部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千五百八十二人を超えない範囲内で巡查の定員を増加することができる。) 十 略

別表(第二条関係)

警察官の階級別定員表

階級別	定員(人)
警視	七五
警部 (巡查部長を含む。)	一五三
警部補 (巡查部長を含む。)	八七八
巡查	四七六
計	一五八二

佐賀県本部設置条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二号

佐賀県本部設置条例

佐賀県本部設置条例(昭和二十八年佐賀県条例第一号)の全部を改正する。

(本部の設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の本部を置く。

- 一 統括本部
- 二 ぐらし環境本部
- 三 健康福祉本部
- 四 農林水産商工本部

五 県土づくり本部

六 経営支援本部

(統括本部の所掌事務)

第二条 統括本部は、県の政策の統括及び調整を行い、次の事務を所掌する。

- 一 県政の基本方針に関すること。
- 二 特に重要な施策の企画及び調整に関すること。
- 三 議会に関すること。
- 四 危機管理に関すること。
- 五 県の行政システムに関すること。

(くらし環境本部の所掌事務)

第三条 くらし環境本部は、県民生活及び環境に関する施策の総合的推進及び

総合調整を行い、次の事務を所掌する。

- 一 県民協働の推進に関すること。
- 二 県民生活に関すること。
- 三 くらしの安全に関すること。
- 四 環境の保全に関すること。

(健康福祉本部の所掌事務)

第四条 健康福祉本部は、県民の健康及び福祉に関する施策を推進し、次の事務を所掌する。

- 一 健康づくりに関すること。
- 二 社会福祉に関すること。
- 三 社会保障に関すること。
- 四 保健及び医療に関すること。

(農林水産商工本部の所掌事務)

第五条 農林水産商工本部は、産業の振興及び地域経済の活性化に関する施策

を推進し、次の事務を所掌する。

- 一 農業、林業、水産業、商業、工業その他の産業の振興に関すること。
- 二 農産物、林産物及び水産物に関すること。
- 三 流通に関すること。
- 四 観光に関すること。
- 五 雇用及び労働に関すること。

(県土づくり本部の所掌事務)

第六条 県土づくり本部は、県土の保全並びに生活及び産業の基盤に関する施策を推進し、次の事務を所掌する。

- 一 まちづくりに関すること。
- 二 農山漁村に関すること。
- 三 住宅及び建築に関すること。
- 四 治山、治水その他の県土の保全に関すること。
- 五 生活基盤、生産基盤及び産業基盤に関すること。
- 六 交通に関すること。

(経営支援本部の所掌事務)

第七条 経営支援本部は、各本部及び市町村の行政経営を支援し、次の事務を所掌する。

- 一 任免その他職員の仕事に関すること。
- 二 県の予算、税その他の財務に関すること。
- 三 市町村その他の地方公共団体の行政一般に関すること。
- 四 他の本部の所掌に属しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(佐賀県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 佐賀県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年佐賀県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「総務部」を「経営支援本部」に改める。

(佐賀県固定資産評価審議会条例の一部改正)

3 佐賀県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年佐賀県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「総務部」を「経営支援本部」に改める。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

4 住民基本台帳法施行条例(平成十四年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「総務部」を「経営支援本部」に改める。

(佐賀県防災会議条例の一部改正)

5 佐賀県防災会議条例(昭和三十七年佐賀県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「総務部」を「くらし環境本部」に改める。

(佐賀県災害対策本部条例の一部改正)

6 佐賀県災害対策本部条例(昭和三十七年佐賀県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「総務部」を「くらし環境本部」に改める。

(佐賀県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)

7 佐賀県石油コンビナート等防災本部条例(昭和五十一年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「総務部」を「くらし環境本部」に改める。

(佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

8 佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例(昭和四十九年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「企画部」を「県土づくり本部」に改める。

(佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

9 佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例(昭和四十九年佐賀県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「企画部」を「県土づくり本部」に改める。

(佐賀県男女共同参画推進条例の一部改正)

10 佐賀県男女共同参画推進条例(平成十三年佐賀県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「企画部」を「くらし環境本部」に改める。

(佐賀県社会福祉審議会条例の一部改正)

11 佐賀県社会福祉審議会条例(平成十二年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

(佐賀県介護保険審査会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

12 佐賀県介護保険審査会の組織及び運営に関する条例(平成十一年佐賀県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

(佐賀県准看護師試験委員条例の一部改正)

13 佐賀県准看護師試験委員条例(昭和二十七年佐賀県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「厚生部長」を「健康福祉本部長」に、「厚生部副部長」を「健康福祉本部長」に改める。

(佐賀県精神保健福祉審議会運営条例の一部改正)

- 14 佐賀県精神保健福祉審議会運営条例(昭和四十年佐賀県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
第七条中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。
(佐賀県薬事審議会設置条例の一部改正)
- 15 佐賀県薬事審議会設置条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
第七条中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。
(佐賀県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)
- 16 佐賀県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関する条例(平成十一年佐賀県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
第八条中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。
(佐賀県公害紛争処理条例の一部改正)
- 17 佐賀県公害紛争処理条例(昭和四十五年佐賀県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。
第五条中「厚生部」を「くらし環境本部」に改める。
(佐賀県環境審議会条例の一部改正)
- 18 佐賀県環境審議会条例(平成六年佐賀県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
第六条中「厚生部」を「くらし環境本部」に改める。
(佐賀県環境影響評価条例の一部改正)
- 19 佐賀県環境影響評価条例(平成十一年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。
第四十条中「厚生部」を「くらし環境本部」に改める。
(佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例の一部改正)
- 20 佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例(昭和四十五年佐賀県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。
第六条中「厚生部」を「くらし環境本部」に改める。
(佐賀県大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正)
- 21 佐賀県大規模小売店舗立地審議会条例(平成十二年佐賀県条例第十五号)の一部を次のように改正する。
第七条中「経済部」を「農林水産商工本部」に改める。
(佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部改正)
- 22 佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例(昭和四十六年佐賀県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
第七条中「経済部」を「農林水産商工本部」に改める。
(佐賀県農政審議会条例の一部改正)
- 23 佐賀県農政審議会条例(昭和四十八年佐賀県条例第十八号)の一部を次のように改正する。
第八条中「農政部」を「農林水産商工本部」に改める。
(佐賀県酪農及び肉用牛生産振興審議会条例の一部改正)
- 24 佐賀県酪農及び肉用牛生産振興審議会条例(昭和五十九年佐賀県条例第十二号)の一部を次のように改正する。
第六条中「農政部」を「農林水産商工本部」に改める。
(佐賀県水産振興審議会条例の一部改正)
- 25 佐賀県水産振興審議会条例(昭和五十一年佐賀県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
第八条中「農政部」を「農林水産商工本部」に改める。
(佐賀県建設業審議会設置条例の一部改正)
- 26 佐賀県建設業審議会設置条例(昭和三十一年佐賀県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(佐賀県土地収用法施行条例の一部改正)

27 佐賀県土地収用法施行条例(平成十四年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

28 佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例(昭和四十四年佐賀県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(佐賀県開発審査会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

29 佐賀県開発審査会の組織及び運営に関する条例(昭和四十五年佐賀県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(佐賀県水防協議会条例の一部改正)

30 佐賀県水防協議会条例(昭和二十四年佐賀県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(唐津港地方港湾審議会条例の一部改正)

31 唐津港地方港湾審議会条例(昭和四十九年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(伊万里港地方港湾審議会条例の一部改正)

32 伊万里港地方港湾審議会条例(昭和四十九年佐賀県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(佐賀県建築審査会条例の一部改正)

33 佐賀県建築審査会条例(昭和二十五年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(佐賀県宅地建物取引業審議会条例の一部改正)

34 佐賀県宅地建物取引業審議会条例(昭和五十一年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(佐賀県生涯学習審議会条例の一部改正)

35 佐賀県生涯学習審議会条例(平成六年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育委員会が知事」を「知事が教育委員会」に改める。

第六条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第七条中「教育庁」を「くらし環境本部」に改める。

(佐賀県生涯学習審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

36 この条例の施行の際現に佐賀県生涯学習審議会の委員又は専門委員である者は、この条例の施行の日、前項の規定による改正後の佐賀県生涯学習審議会条例第二条第二項又は第六条第二項の規定により、知事から任命されたものとみなす。

(佐賀県立生涯学習センター設置条例の一部改正)

37 佐賀県立生涯学習センター設置条例(平成六年佐賀県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改める。